

令和7年12月26日

筑紫野市議会  
議長 原口政信様

会派 市民会議  
報告者 上村和男

令和7年度 会派市民会議 研修報告書

会派市民会議が参加した研修について、下記のとおり報告します。

記

1. 日 時

令和7年8月20日（水）から 8月21日（木）1泊2日

2. 研修先及び研修項目

大阪府吹田市泉町 2-29-1 吹田市文化会館メイシアター 第17回全国政策研究集会  
大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町 2-160 堺市百舌鳥古墳群ビジターセンター  
大阪府堺市堺区協和町2-61-1 堺市人権ふれあいセンター（<sup>へのまつ</sup>舳松人権歴史館）

3. 研修者

上村和男 辻本美恵子 白石卓也 段下季一郎 吉村陽一 春口茜  
西村和子

第17回全国政策研究集会  
基調講演 選挙とメディア 受講報告

日時：平成7年8月20日（水） 13：10～14：40

場所：大阪府吹田市文化会館メイシアター

講師：江川紹子さん ジャーナリスト

【目的】 SNS上等での虚偽情報が政治を動かす時代における地方自治について学ぶ。

【内容】

1. マスメディア離れの傾向

①若年層

- ・若い年代にも、災害時のテレビなどの情報は信頼できるというマスメディアへの一定の信頼感はある。ただ、普段はインターネットを頼っており、ニュース離れがある。例えば、戦争被害などは、何か自分がしてあげられるか」を考えるのではなく、「気持ちが悪くなる」とニュースを見なくなる。

②マスメディアから引き上げる人たち

- ・マスメディアが取り上げない真実がSNSにあると思っている人々がいる。家庭でテレビを見なくなるので、子ども達も見なくなる。

③マスメディアを敵視する

- ・マスメディアを敵視する傾向は、安倍政権のころから見られた。安倍さんが、街頭演説を終えてマイク納をすると、後片付けする取材陣に対し罵声を浴びせる人々が続出した。

2. マスメディア側の状況と課題

- ・マスメディアがこれに対応策を見いだせないまま、混乱、委縮し自信を失っていった。理由は、日経新聞のみがうまくいったが、デジタル対応がうまくいかなかったことにある。
- ・報道番組をエンターテインメント化し、視聴者をつなぎとめようとしているが、バラエティ番組もニュースネタをタレントが説明し、報道番組化している。
- ・マスメディアは、人々を怒らせない姿勢である。
- ・マスメディアの取材プロセスの可視化に対する批判は、場合によって炎上し、脅し、殺人予告に発展するケースがある。

3. 政権からの圧力

- ・2014年に行われたアベノミクスについての安倍首相の街頭演説に対する聴衆のコメントに対して、自民党から「ネガティブな意見を拾っているのではないかという『中立公平を求めろ』」申し入れが行われた。
- ・これについて、2015年に自民党から放送局の幹部への事情聴取が行われた。
- ・2016年 高市氏の「停波もある」との発言があった。
- ・2019年 参議院選直前、通常国会の法案処理について責任は与党側にあるというスタンスが看過できないと、TBSへの取材拒否が言い渡された。  
TBSは、選挙取材ができなくなるので、謝罪した。

- このようなことにより、政権を怒らせないように、新聞は、行数や文字数までも同じにする形式的公平を取るようになった。

#### 4. 日本のメディアの弱点

- 各社が協働しない。アメリカでは、報道の自由のために共に闘う。
- これを契機に選挙に関する報道の量は減少している。

公示日翌日 2015年 9時間 16分

2019年 5時間 36分

2023年 4時間 29分

2024年 4時間 31分

- BPO放送倫理委員会の会見での発言内容は以下の通りである。  
放送倫理基本綱領には、放送・討論の自由が謳われている。取材を尽くし、他に不利になる点は結果であり、量的公平ではなく質的公平が求められる。発言の問題点を含め、視聴者が選択するものであり、明確な論拠をもとに報道する。
- 視聴者・読者からの抗議への委縮が非常に強いことが課題である。

#### 5. 兵庫県知事選挙

- このような状況の中での選挙となった。
- SNSでの情報を得て、「なぜ、マスメディアは真実を報道しないのか。」「マスメディアはいくら叩いてもよい」という風潮になり、話者が罵倒される状況となった。
- これを受け、いくらなんでもひどい、とマスメディアがファクトチェックに力を入れることになり、186本を指摘した。
- 参政党に関するファクトチェックを「マスコミに叩かれている」という捉え方で「被害者を助けなきゃ！」と盛り上がった。
- これらをどう考えるか、が課題である。大きな選挙ではないときにもファクトチェックが必要である。ファクトチェックも正義感だけでは成り立たない。
- これらが、有権者に十分届いているかが課題である。

#### 6. 外国人ヘイト

- 外国人ヘイトは不満から広がる。また、外国人を扱うと共感を得られると思う人たちもいる。
- 大分県日出町では、ムスリムの墓地を作るか否かでもめた。埼玉県戸田市では、外国人を減らせと訴えた候補者がトップ当選した。

#### 【質疑応答】

Q. アテンションエコノミーに規制が必要ではないか。知る権利はどうか。

A. アメリカでは規制すべきでない、ヨーロッパでは規制したほうがよい、という考え方である。

難しいのは、内容によって規制するかどうかの線引きである。また、選挙期間は、課金しない、とすることが考えられる。一方、何に課金させないか、が難しい。表現の自由との関係もある。更に、日本はその権限がどこにあるか、どうできるか、が課題だと考える。

【まとめと所感】

若年層がニュースを見なくなる、マスメディアが取り上げない真実がSNSにあると思う人々、マスメディアを敵視する人々等、マスメディアからSNS上の情報へ移行する理由と、その人たちの姿が語られた。

また、政府からのマスメディアへの干渉とそれに対する日米のマスメディアの姿勢の違いが印象的であった。

選挙においては、ファクトチェックが必要ではあるが、ファクトチェックが逆に炎上をあおることとなるなど、対応の難しさもある。虚偽情報が政治を動かすことも起きており、これまでのメディアの移り変わりとは様相の違う難しさを再認識し、自治体もこれらの課題に正面から向き合う必要を感じた。

以上

西村和子

日時：2025年8月20日

場所：吹田文化会館メインシアター

講師：坂本 治也氏 関西大学法学部教授

### 【研修目的】

地方自治は空洞化しつつあり投票率も低下している。小自治体ではなり手不足も懸念されている。そのような中なぜ地方自治が必要かを改めて学ぶ。

◇ 坂本治也氏は、地方自治を単なる行政権限の分散ではなく、民主主義を実質化するための不可欠な基盤として位置づけている。その必要性は、次の点に集約される。

#### 1. 民主主義を「生きたもの」にする場

地方自治体は、市民に最も近い政治の現場であり、市民参加や熟議が実際に機能しうる空間である。国レベルでは困難な対話や合意形成も、地域単位であれば具体的課題を通じて実践可能であり、民主主義の実効性は地方自治において最も発揮される。

#### 2. 多様性を包摂する政治の実現

地域ごとに人口構成や産業、歴史、文化が異なる以上、画一的な政策では多様なニーズに対応できない。地方自治は、地域の実情に即した意思決定を可能にし、少数意見や生活実感を政治に反映させるために不可欠である。

#### 3. 熟議と合意形成の実験場

地方自治体は、市民討議会や協働事業など、熟議民主主義の手法を試行しやすい環境にある。成功も失敗も含めた試行錯誤を通じて、民主主義の質を高める実践知を蓄積できる点に、地方自治の重要な意義がある。

#### 4. 市民の政治的主体性を育てる装置

地方自治は、市民が「決定の当事者」として政治に関わる機会を提供する。身近な課題への参加を通じて、市民の政治的関心や責任感が生まれ、民主主義を支える基盤そのものが強化される。

## 5. 分権は目的ではなく手段

坂本氏は、地方分権それ自体を目的化することに警鐘を鳴らし、重要なのは権限移譲の先でいかに民主的な意思形成が行われるかであると指摘する。地方自治は、民主主義の質を高めるための手段であり、その運用が常に問われる。

### 【まとめ】

坂本治也氏にとって地方自治とは、制度的選択肢の一つではなく、民主主義を社会に根づかせるための実践の場である。地方自治が機能してこそ、市民参加と熟議に支えられた民主主義は持続可能なものとなる。

以上  
白石卓也

## デモクラシーと地方自治 ～自治の必要性を再考する～ 報告

日時：2025年8月20日 14:50～16:20

講師：関西大学法学部教授 坂本 治也 先生

### 【視察目的】

自治とはなんであるか、何のために必要なのかを再考し、担い手不足の地方自治をどのように再建していけるのかを学ぶ。

#### (1) 自治とは何か・何のために必要か

- ・憲法や法律には「自治」の定義は何も具体的に書かれていない。
- ・「地方自治の本旨」＝団体自治 ＋ 住民自治
- ・壊れやすいデモクラシーを護るために「自治」は必要
- ・にもかかわらず、いま日本人は「自治」から逃げようとしている

#### (2) 自治が必要な理由

- ・権力の分散と抑制
- ・民主主義の学校
- ・自己決定
- ・統治の効率性
- ・政策競争

#### (3) 人々は自治にどう向き合っているのか

- ・政治参加、社会参加に背を向ける日本人
- ・地方議員のなり手不足
- ・公共セクターに対する不信

#### (4) 私たちはどうすべきなのか

- ・「わかりやすさ」を徹底する
- ・「参加する市民」を増やす
- ・学校と職場の自治強化

◇デモクラシーとは民主主義のことである。

国民主権・基本的人権の尊重・自由な選挙による代表者の選出など

- ・投票以外の参画の低さが見られる→日本は下位

デモ、請願書、署名、政治集会への参加、政治家への接触、ネット上での政治的意見の表明など

- ・投票外参加への忌避感  
選挙活動を手伝う・行政のパブコメ・デモや集会への参加・自治会活動への関わり  
NPO 市民活動への参加・ボランティア活動への参加・1万円以上の寄付をする。選挙での投票以外は極めて低い傾向
  - ・自分と社会の関りについて「自分は大人だと思う」「自分の行動で国や社会が変えられると思う」の割合が3割にも満たず、アメリカ、イギリス、中国、韓国、インド、日本の中で最下位になった。
  - ・政治や選挙と自信の関りについて「政治や選挙、社会問題について、自分の考えを持っている」「政治や選挙、社会問題について積極的に情報を集めている」「政治や選挙社会問題について、家族や友人と議論する機会がある」も6か国中最下位となった。
  - ・自治会への加入率の減少は止まらない。
  - ・地方議員の数も減少傾向であり、議員が減れば減るほど地方自治は成り立たなくなる。
  - ・統一地方選挙における無投票当選者数の割合の推移は都道府県議会から市議会議員選挙と町村議会議員選挙になるにつれ、急激に無投票での当選者が増えている。
  - ・地方議会が求められる役割を果たしていると考えるか、の設問にわからないとの回答が一定数見られた。
- ≪明るい選挙推進協会「第20回統一地方選挙全国意識調査結果の概要」では≫  
 政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからない・適当な候補者がいなかった選挙によって政治はよくならないと思った  
 このように有権者へ候補者や政党政策の情報が詳しく伝わっていないことが明らかになっている。
- ・政党・会派のブランドも分かりやすいラベルづくりが必要になっていく。

#### 【まとめ】

仕事や家庭以外で何かに関わっていく人をいかに増やしてくか。社会に参画する機会をどう増やしていくか。そうすることによって、健康的でより幸福感が証明され、ひいては自治の担い手が増えていくことに繋がっていくのではないか。

以上  
吉村陽一

## くらしと政治をつなぐ市民活動 ～市民自治を問う～ 報告

日時：令和7年8月20日（水）16：40～18：30

講師 長谷川 美津代さん 吹田傾聴ほほえみ

田村幸大さん NPO法人なごみ事務局長

西宮市生涯学習・地域づくりコーディネーター

コメンテーター 坂本治也さん 関西大学法学部教授

### 【視察目的】

本視察では、「くらしと政治をつなぐ市民活動」をテーマに、家庭や地域に根ざした市民活動の実践を通じて、行政と市民の協働の在り方を学ぶことを目的とした。特に、福祉や介護を中心とした現場から、女性が社会参画を果たす過程や、地域課題に対する市民主体の取り組みについて理解を深めることを狙いとした。

---

### 【内容】

講師の長谷川美津子氏より、ご自身の体験を通して「暮らしと政治のつながり」についての講話が行われた。

長谷川氏は、結婚・子育て期に「〇〇さんの奥さん」と呼ばれることへの違和感から、「自分として社会と関わる生き方」を模索。家庭の中で家事・育児を担う一方で、「私には私の人生がある」との思いから地域活動へ参加したことが、市民としての第一歩であったと述べた。

学生時代に母親が自宅で介護を行う姿を見て、介護の大変さを実感。

その後、介護保険制度導入前から家庭介護教室を立ち上げ、地域の人々に介護技術を伝える活動を展開した。

また、介護保険制度が始まった2000年前後には、利用者が「選べる介護」を掲げる行政方針と現実の乖離に疑問を抱き、アンケート調査を実施。制度の改善を求める声をまとめ、冊子として全国へ発信した。

さらに、吹田市ではボランティア活動を通じて地域の交流拠点づくりにも取り組み、福祉・

環境・国際交流など異なる分野を結びつける場として「カフェたんぽぽ」を立ち上げた。

東日本大震災の際には、地域住民と協力して被災者支援を行うなど、ボランティアを地域の力として機能させる仕組みづくりを実践している。

---

### 【質疑応答】

● Q：政治と市民活動の関係について

A：政治とは政党の話ではなく、「市民が暮らしをより良くするために考えること」である。行政施設を借りようとする「政治団体には貸せない」と言われる現状があるが、民主主義の根幹として政治を学び、話し合う場が必要だと考えている。

● Q：介護制度に対する考え方について

A：施設に入ると、利用者が自分でできることまで制限される傾向がある。介護保険は「支援される制度」ではなく、「自立を取り戻す制度」であるべきで、心のケアを重視する介護体制が求められる。

● Q：地域の共助をどう再生するか

A：ボランティアは「頼むもの」ではなく「自らつくるもの」。地域に人が集まり、つながる場所を生み出すことが、市民の力を育む出発点である。

---

### 【まとめ】

長谷川美津代氏の実践は、「行政に任せる」から「市民が動かす」への転換を象徴している。

家庭や地域の中で課題を見つけ、仲間を募り、制度を改善へ導く力こそ「市民力」である。政治を遠い存在とせず、「暮らしそのものが政治」であるとの視点を共有することが、今後の地域社会の持続性を高める鍵となる。

以上

春口あかね

## 子どもの日常から考える「子どもの権利」 報告

日時 令和 7年 8月21日 9:20~11:10

場所 大阪府吹田市文化会館メイシアター

講師 吉岡洋子さん 関西大学社会学部教授

水木千代美さん

NPO法人COCONI代表

### 【視察目的】

子どもの権利について、最新の知見を学ぶため。

### 【内容】

#### 1. なぜ今、子どもの権利か？

2023年、子ども基本法が施行され、子ども家庭庁がスタートし、憲法及び児童の権利条約の精神にのっとり、子ども若者からの意見聴取、政策への反映が努力義務となった。

#### ○国際社会の動向

1989年国連で子どもの権利条約が採択され、今日世界各国の子どもの政策・支援実践における共通基盤となった。1990年代後半からヨーロッパ諸国で若者政策について、子どもの権利の認識が高まり、保護や指導対象として見るだけでは子どもの声は大人や社会には届かない、子ども本人を主体と捉えるべきとの主張・運動が蓄積されてきた。そして、子ども若者の政策決定過程への参加が重視されるようになった。

#### ○日本の動向

1994年 子どもの権利条約批准

2016年 児童福祉法改正

2023年 子ども基本法、子ども家庭庁設置

政府の対応は、子育ては家庭問題との伝統的視点、公的支援・介入に消極的だった。

1990年代は、少子化が進み少子化対策を掲げるものの、虐待や不登校などの課題が顕在化し、2000年代に入って法整備が続いても子どもの権利の視点・国連からの勧告にも対応不足だった。2010年代に衝撃的な虐待死事件が続き、子どもの貧困、ヤングケアラー、不登校、子どもの自死増加など諸課題が深刻化・社会問題化し、既存制度の限界が浮き彫りとなった。

#### 2. 「子どもの権利」の視点と「子どもの声を聴く」とは？

#### ○子どもの権利というときの子ども観

子どもは権利として「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利（意見表明権）」が保障される。

#### ○子どもの声は大人・社会に届きにくい

例) ①親が決めた塾ばかりの毎日がしんどい

②スポーツコーチからの暴力

③校則に納得がいかない

大人側の問題として、「未熟な存在、保護の対象となる子ども観（あなたのため）」、「自分が聴かれた経験がない、聴いた後の対応がわからない」、「統制できなくなることを心配」

○子どもが思い・声をあげやすい環境や仕組みとは？

安心、秘密を守る、否定せず聞いてくれる（傾聴）、解決を急がない、第三者、対等に見てくれる、楽しい、面白い、若い、似た経験を持つなど

自分で意見して物事が決まった、ちゃんと聞いて対話してもらえた、小さくても変化が起きた等の経験が極めて重要。

スウェーデンの例

①校庭の遊具は予算を示されて、子どもたちが決める。

②メーデーのデモに子どもが参加し、参加と民主主義を学ぶ

③若者団体の NPO が政府の法案へ意見提出

④子どもが児童相談所職員と話すときに、本人が希望した場合はアドボケイト（意見表明を支援・代弁する専門職）が同伴

### 3. 子どもの権利保障、声を聴くための仕組みと方策

○2025年日本の現状

国は子ども基本法を成立・施行し、児童福祉法を改正した。また、文部科学省は、「生徒指導提要（生徒指導の基本書）」に権利について明記し、審議会への若者参画を進めている。しかし、条例批准国に設置が求められている子どもオンブズマン（国内人権機関）の設置は見送られた。

地方自治体においては、子どもの権利条例を制定、自治体に常設の相談員を配置したり、行政から独立した相談機関の設置、啓発広報やアンケートやワークショップ等での意見聴取、学校での権利学習、児童養護施設等でのアドボケイト訪問事業などが行われている。

○大きな変革期でできること

例えば、子どもの日常に関わる市民の取り組みとして、各地で様々な取り組みが行われている。

・子ども若者の居場所

子ども若者が自由に来られるフリースペース。不登校の状態や家に居づらいといった事情を問わず、ゆったり過ごす、勉強、一緒にご飯など。

○最後に

・子どもに経験してほしいこと

自分の気持ちや権利を知り、安心して話せる大人、理解・応援してくれる大人との出会い。そして、選ぶ、意見を言う、参画・対話、その影響力を感じること。

・大人は「子どもの権利」のメガネで、子ども・社会を見る

子どもの今を見る、力を信じる。子どもの声は聴かれ難い、権利は侵害されやすいことを意識し、思いや意見を聴く工夫、参加できる工夫をする。大人が聞きたいことの誘導、アリバイに陥らないよう注意する。

### 【まとめ】

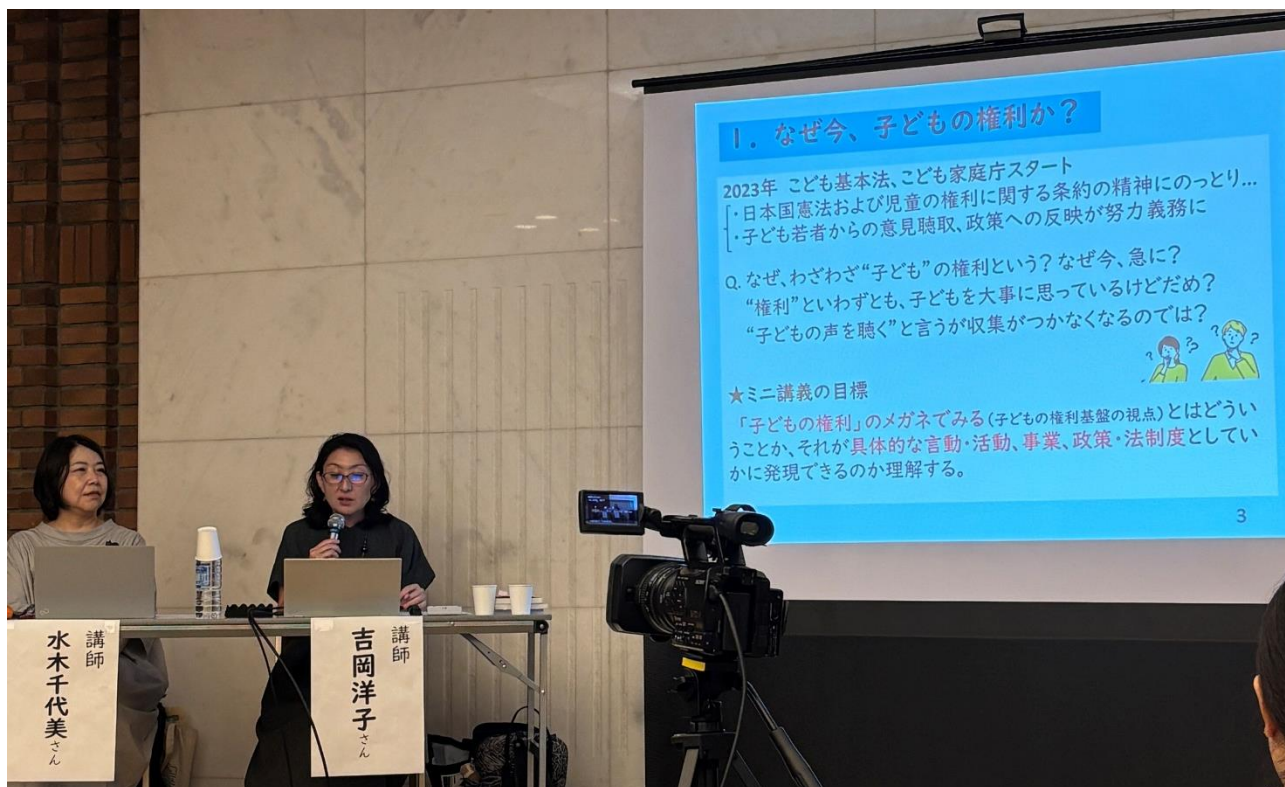
本市でも、子ども条例が制定されており、最近の子どもの意見表明権の取り組みとして、総合公園の船形遊具の子ども向けアンケートなどがあり、この点は評価する。

しかし、一方で、条例に基づく外部の子どもの権利救済機関として「子どもの権利救済委員」が設置されているが、相談件数は低迷している。また、子どもが直接相談できる体制について、市の立場は「子ども家庭センターが対応する」というものだが、子ども家庭ソーシャルワーカー（社会福祉士）が常勤で配置されていないなど、相談体制について課題がある。

したがって、さらなる働きかけを行い、子どもにやさしいまちづくりを進めることが必要であると考えます。

段下季一郎

### 【視察研修状況写真】



日 時：2025年8月21日（木）13：00～15：30

行 先：大阪府堺市

テーマ：堺市の人権政策につながる歴史認識について

訪問先 ①百舌鳥古墳群ビジターセンター

〒590-0802堺市堺区百舌鳥夕雲町2-160 Tel：072-245-6682

②人権ふれあいセンター（<sup>へのまつ</sup>触松人権歴史館）

〒590-0822堺市堺区協和町2-61-1Tel：072-245-2535

### <内容>

#### 【I】百舌鳥古墳群ビジターセンター

- ①世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力を知ることができる無料のガイダンス施設。
- ②堺市内には世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」構成資産として、世界最大級の仁徳天皇陵や履中天皇陵を始めとする巨大前方後円墳などが含まれる23基21件の古墳があります。
- ③5世紀に仁徳天皇陵などの古墳を築造する際に、土を耕し穴を掘るための鋤やクワが大量に必要になり日本中から鍛冶職人が集められたことを起源として、堺市の刃物産業の歴史につながります。
- ④地上からは見えない古墳の様々な形を、空撮映像による超高精細プロジェクションマッピングで体感できる。
- ⑤展示コーナーでは、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力を紹介。全国の代表的な古墳等の紹介や古墳に関する質問を受けつけるポストもあり、古墳を学習するコーナーとなっている。
- ⑥物販コーナーでは、古墳グッズを始めとして、菓子、手ぬぐい、刃物などの堺の名産品を販売。さらに観光案内書として、古墳群の周遊情報や、堺市内の観光スポットを案内し、移動手段としてレンタサイクルの貸し出し、手荷物預かりサービスもしている。

### <まとめ>

- ・本格的な古墳等の歴史を学ぶ場としては、同じ大仙公園内に「堺市博物館」があり、このビジターセンターは気軽な施設として利用されているようで、施設内にあるベンチでは、高齢者の方が数人で話し合っていたが、散歩の途中の休憩所になっているようだった。
- ・大阪大学レゴ部が製作した560分の1のスケールの仁徳天皇陵の展示があり、開催中の関西万博の呼び物「大屋根リング」と重ねたパネルでその大きさを表現していた。
- ・百舌鳥・古市古墳群のビジターセンターであるが、観光案内所としての機能、物販コーナーなど、多機能であることが良いと思った。



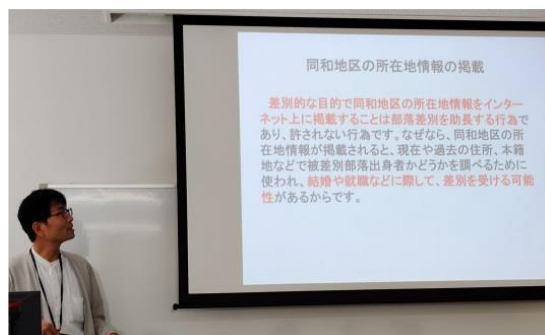
## 【II】人権ふれあいセンター（<sup>（のまつ）</sup>船松人権歴史館）

この施設は、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に則り、同和問題を始め、あらゆる人権問題の速やかな解決に資するため、人権教育及び人権啓発並びに市民交流を推進し、市民の福祉の向上を図るための総合施設です。

対応：堺市市民人権局

ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課主幹當間伸宏（同和行政調整担当）様  
ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課参事六波羅善一（地域まちづくり担当）様

### 1. 歴史館として配置されている学芸員から差別の過去の歴史と現状について説明を受ける。



### 2. 人権ふれあいセンター（愛称：あいてらす堺）施設について

指定管理者 J S A グループの藤田さんに施設の案内をしていただく。

#### (1) 市民交流の場としての取組み

##### ①スポーツ。文化交流事業

- ・スポーツ交流事業（定期スポーツ教室、ジュニアスポーツ教室、トレーニング講座など）  
共用使用では、卓球、バドミントン、テニス等利用可能
- ・文化交流事業（ハンドメイド、生け花、お茶、着物着付け、初動、料理等の講習事業など）

##### ②青少年交流事業・家族ふれあい事業

- ・スポーツ、ダンス、ミュージック、英会話等の様々な体験と交流の場を設けた。
- ・家族ふれあい事業（クッキング、天体観望会の活動を通して子どもと保護者の交流を深める事業）

##### ③識字・多文化共生学級

- ・さまざまな原因で習得できなかった読み書きの力を、仲間と共に身につけ、自己実現を図る。
- ・お互いの歴史や文化を認め合い共に生きていく力の向上を図る。

##### ④総合生活相談（福祉・進路等）人権相談

- ・日常生活の中で身近な問題、福祉や進路に関すること、人権に関する様々な相談を受け付け、必要な助言や情報提供、専門機関の紹介等を行います。

##### ⑤弁護士による法律相談

##### ⑥堺市教育センターふれあい教育相談

・小中学生とその保護者を退所に子育てや教育に関する相談を行っている。

## (2) 舩松人権歴史館

・堺市の被差別部落の歴史を通して部落問題を自分の問題として学び「差別をなくそう」「自分は差別をしない」と決意して頂くための拠点施設で、部落差別の撤廃と人権の確立を目指して、歴史資料を調査・収集・保存・研究し、その成果を展示公開・情報提供しています。

## (3) 坂田三吉記念室

・この地域出身の将棋名人坂田三吉の業績や実像を紹介。  
・生い立ちから名人になるまでの物語の上映、部落出身者であることの困難さもあった棋士としての歴史等。

## (4) 人権資料・図書室

・市内各図書館の予約・貸出・返却も可能。  
・多くの資料、書籍と共に、毎年の企画展の記録が、  
並んでおり「記録」することの重要性を学びました。

2020年：文字を習って、おもしろが取れた

「堺識字学級50年の歩み」

2022年：時の流れを未来につむぐ

地図や写真で見る舩松のいま・むかし

2023年：「人権の視点から変わる履歴書」

部落差別と人権意識の今を考える

2024年：「ひとりのとりこぼしもしない教育」

継承すべき部落解放学習の財産



## (5) 郵便局

建物の中に入ったところに郵便局のカウンターがあり、  
どういう事だろうと思っていたが、かつて文字を読み書き  
できない地区の人たちのために、手紙や荷物の送り状を  
「代筆」していた時代があり、建物が新しくなっても郵便  
局を残したとの事です。



### <まとめ>

堺市の担当部局から、市民人権局ダイバーシティ推進部人権推進課の方2名が来られて、  
行政視察として対応して頂き、施設見学中も、市民会議の7人の議員の様々な質問に丁寧に答  
えて頂きました。

識字教室では、子どもの頃、様々な理由で学校に行けなかった人たちだけでなく、外国にルー  
ツを持つ人たちも日本語の学習をしています。年齢、性別、人種、国籍、障がいの有無、様々  
な違いをもつ人々を含めた施策を展開していく担当として、ダイバーシティ推進部という名称  
の担当部署があることに、人権政策の間口の広さを感じた。

以上  
辻本美恵子